

農林水産業及び農山漁村の活性化のための女性の活躍推進について（平成 24 年 4 月 20 日付け 23 経営第 3691 号農林水産事務次官依命通知） 一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後					現 行				
農林水産業及び農山漁村の活性化のための女性の活躍推進について					農林水産業及び農山漁村の活性化のための女性の活躍推進について				
第 1 (略)					第 1 (略)				
第 2 基本方針 (略)					第 2 基本方針 (略)				
1～3 (略)					1～3 (略)				
4 指導的地位への女性の登用促進					4 指導的地位への女性の登用促進				
<p>第 5 次男女共同参画基本計画（<u>令和 2 年 12 月閣議決定</u>）を踏まえ、農山漁村における女性の政策・方針決定過程への参画を促進する。特に、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）による改正後の農業委員会等に関する法律及び農業協同組合法（平成 28 年 4 月 1 日施行）、<u>漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）による改正後の水産業協同組合法（令和 2 年 12 月 1 日施行）及び森林組合法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 35 号）による改正後の森林組合法（令和 3 年 4 月 1 日施行）</u>において、農業委員会の委員、<u>農業協同組合の役員及び漁業協同組合や森林組合の理事</u>について、年齢及び性別に著しい偏りが生じないよう配慮しなければならない旨の規定が置かれて<u>おり</u>、これらの指導的地位への女性登用に向けた取組をより一層推進する。</p>					<p>第 4 次男女共同参画基本計画（<u>平成 27 年 12 月閣議決定</u>）を踏まえ、農山漁村における女性の政策・方針決定過程への参画を促進する。特に、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）による改正後の農業委員会等に関する法律及び農業協同組合法（平成 28 年 4 月 1 日施行）において、農業委員会の委員<u>や</u>農業協同組合の役員について、年齢及び性別に著しい偏りが生じないよう配慮しなければならない旨の規定が置かれ<u>たことを受け</u>て、これらの指導的地位への女性登用に向けた取組をより一層推進する。</p>				
第 3 (略)					第 3 (略)				
別表					別表				
女性の活躍推進に向けた事業					女性の活躍推進に向けた事業				
区分	事業名	事業内容	女性への支援に向けた取組内容	要綱等	区分	事業名	事業内容	女性への支援に向けた取組内容	要綱等
1 企画・立案段階からの女性の参画促進	<u>経営継承・発展等支援事業のうち人・農地プラン実質化推進支援事業</u>	人・農地プランの実質化に必要なアンケートや地図作成等に係る取組を支援。	人・農地プランの決定のために設置する、関係機関と地域の農業者等による検討会のメンバーの概ね 3 割以上は女性農業者で構成することを要件化。	<u>経営継承・発展等支援事業実施要綱</u>	1 企画・立案段階からの女性の参画促進	<u>人・農地問題解決加速化支援事業</u>	人・農地プランの実質化に必要なアンケートや地図作成等に係る取組を支援。	人・農地プランの決定のために設置する、関係機関と地域の農業者等による検討会のメンバーの概ね 3 割以上は女性農業者で構成することを要件化。	<u>人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成 24 年 2 月 8 日付け 23 経営第 2955 号農林水産事務次官依命通知）</u>
	森林・山村多面的機能発揮対策交付金	森林の多面的機能発揮とともに <u>関係人口の創出を通じ</u> 、山村地域のコミュニティの維持・活性化を <u>図る</u> ため、地域住民や <u>地域外関係者</u> 等による活動組	本事業の活動内容を審査する地域協議会に女性が参画することを要件化。	森林・山村多面的機能発揮対策実施要綱（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 59 号農林水産事務次官依命通知）		森林・山村多面的機能発揮対策交付金	森林の多面的機能の発揮を <u>図る</u> とともに山村地域のコミュニティを維持・活性化 <u>させる</u> ため、地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を支援。	本事業の活動内容を審査する地域協議会に女性が参画することを要件化。	森林・山村多面的機能発揮対策実施要綱（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 59 号農林水産事務次官依命通知）

		織が実施する森林の保 全管理、森林資源の活 用を図る取組等を支 援。							
2 農 林水 産業産 業や6 次産業 化の取 組等で する女 性への 支援	強い農業・担い手 づくり総合支援交 付金	(略)	(略)	(略)	強い農業・担い手 づくり総合支援交 付金	(略)	(略)	(略)	(略)
	経営継承・発展等 支援事業のうち経 営継承・発展支援 事業	地域の中心経営体等 の後継者が、経営継承 後の経営発展に関する 計画を策定し、同計画 に基づく取組を市町村 と一体となって支援。	女性が主体の取組 の場合に配分ポイン トの加算。	経営継承・発展等支 援事業実施要綱	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
	日本型直接支払の うち多面的機能支 払交付金	(略)	(略)	(略)	日本型直接支払の うち多面的機能支 払交付金	(略)	(略)	(略)	(略)
	6次産業化の推進	(略)	(略)	(略)	6次産業化の推進	(略)	(略)	(略)	(略)
	持続的生産強化対 策事業のうち農作 業安全総合対策推 進	農作業事故の防止に 向け、全国の農業者が 農作業安全研修を受講 可能な体制を整備する 取組等を支援。	農作業事故の防止 により女性等が安全 に活躍できる環境づ くりを図るため、全 国各地の農業者に対 して農作業安全に係 る安全講習を展開し うる指導者層の育成 や安全啓発ツールを 開発する取組を支 援。	(略)	持続的生産強化対 策事業のうち農作 業安全総合対策推 進	農作業事故の防止に 向け、従来の啓発資材 の配布等の取組にとど まらない積極的な農業 者への普及啓発活動、 都道府県段階での農作 業事故情報の分析を支 援。	女性等が安全に活 躍できる環境づくり を図るため、農業機 械の点検等を通じた 農業者への対面型の 啓発活動、農業法人 向けの研修会の開催 等、農作業時におけ る事故を未然に防ぐ 取組を支援。	(略)	(略)

	農山漁村振興交付金	(略)	(略)	(略)		農山漁村振興交付金	(略)	(略)	(略)
	農の雇用事業	農業法人等が男女別トイレ及びシャワーの設置など <u>労働環境を改善</u> しつつ行う49歳以下の新規就業者への実践研修等を支援。	女性が働きやすい職場環境づくりのため、男女別トイレ及びシャワーの設置等を選択制の要件の1つとして設定。	農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）		農の雇用事業	農業法人等が男女別トイレ及びシャワーの設置など <u>働きやすい職場環境を整備</u> しつつ行う49歳以下の新規就業者への実践研修等を支援。	女性が働きやすい職場環境づくりのため、男女別トイレ及びシャワーの設置等を選択制の要件の1つとして設定。	農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）
	<u>農業労働力確保緊急支援事業のうち女性の活躍推進対策</u>	<u>女性の農業体験、研修の受入体制づくりや、地域の女性ネットワークづくり、地域で女性が働きやすい環境の整備を支援。</u>	<u>農業法人や農家に対し、マニュアル作成、研修会等による女性の農業体験や研修の受入体制づくり、地域の女性グループの設立やグループによる事業、勉強会等の活動及び、簡易な改修やリース等による託児スペース、男女別トイレ、更衣室等の確保を支援。</u>	<u>農業労働力確保緊急支援事業実施要綱</u>		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
	機構集積支援事業	(略)	(略)	(略)		機構集積支援事業	(略)	(略)	(略)

	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業	(略)	(略)	(略)		浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業	(略)	(略)	(略)
	<u>「緑の雇用」新規就業者育成推進事業</u>	<u>就業ガイダンスや林業作業士（フォレストワーカー）研修、造林作業者の育成等に必要な経費を支援。</u>	<u>林業経営体が女性の新規就業者に対して研修を行う際に必要な現場環境整備の経費（簡易トイレ・休憩所のレンタル）を支援。</u>	<u>「緑の雇用」新規就業者育成推進事業実施要領（平成23年4月1日22林政経第225号林野庁長官通知）</u>		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
	<u>未来の林業を支える林業後継者養成事業のうち女性林業者等の定着支援</u>	<u>女性林業者等による森林資源を活かした起業活動の促進を支援。</u>	<u>新規事業の発足や既存事業の拡張を行う意欲がある女性林業者や林業従事者の女性配偶者等に対する、起業実績を有した専門家による事業コンサルティングを支援。</u>	<u>林業振興事業実施要綱（平成17年3月23日付け16林政経第161号農林水産事務次官依命通知）</u>		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		<u>多様な担い手育成事業のうち女性林業者への情報提供及びネットワーク構築</u>	<u>女性林業者に対する情報提供、ITを活用したネットワーク構築等による女性の知恵又は工夫をいかした林業の普及啓発及び地域活動・生産活動を促進。</u>	<u>全国各地の女性林業者等による優良活動事例等の共有に向けた情報提供及びITを活用したネットワーク構築を支援。</u>	<u>多様な担い手育成事業実施要綱（平成28年4月1日付け27林整研第204-1林野庁長官通知）</u>

3 女性経営者等の発展支援	女性が変える未来の農業推進事業	<u>女性グループ活動の活性化のための研修、地域の子育て体制づくり、リーダーとなりうる女性農業経営者の育成を支援。</u>	<u>女性農業者が能力を發揮して活躍でき、女性にとって魅力ある職業として農業が選択されるよう、女性グループ活動の活性化のための研修、地域で託児と農作業を一体的にサポートする体制づくり、女性リーダーとなりうる農業経営者の育成を支援。</u>	女性が変える未来の農業推進事業実施要綱	3 女性経営者等の発展支援	女性が変える未来の農業推進事業	<u>地域のリーダーとなりうる女性農業経営者の育成及び子育て世代の女性農業者をサポートする地域のネットワークづくりを支援。</u>	<u>農業・農村のコミュニティをまとめるリーダーシップ能力の向上、コミュニティの価値を高めるブランディング手法の習得等を内容とする実践型研修の実施、女性農業者の託児及び農作業を地域で一体的にサポートする地域ネットワークの構築のための先進事例の調査、普及モデルの検討、モデル地区の実証等を支援。</u>	女性が変える未来の農業推進事業実施要綱（平成30年3月30日付け29経営第3550号農林水産事務次官依命通知）
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		多様な担い手育成事業のうち全国林業女性交流会の開催事業	<u>林業に関わる女性の地位向上と社会活動への参画を促進するため、交流会等の開催を支援。</u>	<u>女性林業経営者等を対象にした、全国及びブロック毎の交流会の開催を支援。</u>	<u>多様な担い手育成事業実施要綱（平成28年4月1日付け27林整研第204-1林野庁長官通知）</u>
	浜の活力再生・成長促進交付金のうち浜の活力再生プラン推進等支援事業のうち漁村女性活躍推進事業	(略)	(略)	(略)		(略)	浜の活力再生・成長促進交付金のうち浜の活力再生プラン推進等支援事業のうち漁村女性活躍推進事業	(略)	(略)

附 則（令和3年3月30日付け2経営第3016号）

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。